|  |
| --- |
| ストレスチェックに係る産業医契約書（例1）**ストレスチェックの実施以外の産業医活動については産業医が行い、ストレスチェックの実施については、相談機関等が行う場合**　○○○事業者（以下「甲」という。）と○○○産業医（以下「乙」という。）とは、甲の従業員に実施するストレスチェックに関する業務について次のとおり契約を締結する。（業務内容）第１条　乙は、甲の従業員に対し、次の各号に挙げる業務を行うものとする。　(１)　ストレスチェック実施後の面接指導の実施　(２)　面接指導の結果についての事業主への意見陳述（報酬）第２条　乙が本契約に基づいて行った業務に関し、甲が支払う報酬の額は、１回につき○○○○円とする。　２　甲は、業務完了後、○日以内に乙の指定する口座に報酬を支払うものとする。（責任の所在）第３条　乙が本契約に定める業務を遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。ただし、乙の故意又は重大な過失によるものは、この限りではない。（契約の期間）第４条　本契約の期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。（解除等）第５条　甲、乙のいずれか一方の都合により、本契約を改定又は解除する場合は、事実発生の１か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。（守秘義務）第６条　乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。（契約に定めのない事項）第７条　本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。　本契約を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、甲、乙、それぞれ１通を保有する。　平成○年○月○日甲　○○県○○市○○町○○番○号　　○○株式会社　　代表取締役　○○　○○　㊞乙　○○県○○市○○町○○番○号　　産業医　○○　○○　㊞ |

※この契約書は一例ですので、それぞれの事業場の実情に合わせて作成してください。ただし、ストレスチェック実施促進のための助成金を受給するためには、第１条(１)の業務は必ず必要になります。